

# アメリカ合衆国における胎児殺害と 殺人罪の射程について（1）

門 田 成 人

## 目 次

- I はじめに
- II 胎児殺害をめぐる裁判例の動向
  - 1. 各州の主要裁判例の概要 ……………以上 本号
  - 2. 主要裁判例における法理論の動向
- III 最新の重要裁判例の紹介と法理論展開
- IV いくつかの州での新たな立法をめぐる議論
- V むすびにかえて

## I はじめに

最近、被告人が、居眠り運転して対向車線にはみ出したため出産予定日を3日後に控えた女性の運転する車と正面衝突して、女性に軽傷を負わせたのみならず、胎盤早期剥離を起こし緊急帝王切開で出産した男児を約30時間後に重症新生児仮死で死亡させたことにつき、業務上過失致死罪の成立が認められたとの新聞報道が見られた。それによれば、静岡地裁浜松支部は、「出生した胎児が母体の受けた傷害に起因して死亡するに至った」<sup>(1)</sup>として業務上過失致死罪を認定したという。

---

(1) 2006年6月8日付毎日新聞。

なお、2006年9月22日付西日本新聞に、「長崎県警交通指導課は22日、出産間近の妊婦の車に衝突して負傷させ、帝王切開で緊急出産した新生児を死亡させたなどとして、業務上過失致死傷の疑いで、同県南松浦郡内の

その半年ほど前に、やはり新聞報道によると、被告人が凍結路面でハンドル操作を誤り、中央線を越えて、被害者夫婦の車に衝突し、この事故で重傷を負った妊娠中の妻から帝王切開で生まれた女児を11時間後に死亡させた事案で、夫婦に大けがを負わせたとして業務上過失傷害罪に問われた被告人に対し札幌地裁が禁固2年執行猶予4年（求刑禁固2年）の有罪判決を言い渡した。その量刑理由で「女児はわずか11時間で死亡した。新しい命の誕生を望んだ夫婦の悲しみは筆舌に尽くしがたい。両親の処罰感情が厳しいのは当然で、被告は事件を背負っていくことになる」と、当時胎児だった女児の命の重さを考慮する判断をした。<sup>(2)</sup>この事件では、検察が致死罪での立件を検討し法務省刑事局にも照会したが、「刑法上、『人』として扱われるのは母体から胎児の一部が露出した時点から。今回のケースは母体内で危害を受け、生後11時間で死亡したため、『人』として扱えない。過失規定のない墮胎罪とのバランスも考えた」結果、致死罪での立件が困難と判断したという経過があったという。<sup>(3)</sup>

これらの判決はいずれも、被告人の過失による交通事故において胎児が母体内で傷害を負い、緊急手術により出生したものの、その傷害が原因となって出生後数時間で死亡した事案で、被告人に出生児の死亡につき業務上過失致死罪が問えるか否かが問題となっている。これはいわゆ

---

会社員少年（19）を長崎地検福江支部に書類送検した。」との事件記事があった。事案は、被疑者が運転を誤って対向車と正面衝突し、乗っていた5人に重軽傷を負わせ、出産を約1ヵ月後に控えていた男性の妻から仮死状態で生まれた男児を、肺損傷などによる呼吸不全で1週間後に死亡させたというものである。本記事では、「県警などによると、胎児は刑法上、人とは見なされてはおらず、交通事故に遭った母親から出生した新生児の死亡について、業務上過失致死罪を適用するのは異例」としつつ、「医療技術の進歩で早産の乳児が生存する可能性が高まっていることや、司法の流れを判断して、適用を決めた」との長崎県警交通指導課次席の談話が掲載されている。

(2) 2005年11月28日付朝日新聞。

(3) 2005年11月13日付毎日新聞。

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

る胎児傷害の問題である。<sup>(4)</sup>胎児傷害といえは、従来は、わが国では胎児性水俣病事件における最高裁昭和63年決定をめぐる議論が中心であったといえる。<sup>(5)</sup>現在も、最高裁決定が解釈技巧を凝らした法理論を展開して有罪判決を認めたこともあって、刑法解釈のあり方については罪刑法定主義の感覚を問う試金石とさえなっている。しかし、胎児性水俣病事件が広範かつ重大な公害被害を生み出し処罰欲求の極めて高い特殊な事案である、つまり「例外」であるとの意識もどこかにあったためか、学説では最高裁決定を批判する見解や業務上過失致死傷否定説が多数あり、胎児傷害の法的処理には新たな立法措置が必要であると主張されていたにもかかわらず、その後、何らの結実も見られなかったのである。

ところが、近時、上記の静岡地裁判決や札幌地裁判決のように、いわば現代社会生活に日常的に発生しうる形態での胎児傷害事例が起きている。すでに新聞等での報道がなされ、世間の耳目を集めた事件もいくつか挙げられる。

昭和54年、秋田地裁は、被告人が誤って対向車線に入り対向車と正面衝突し、対向車に同乗していた妊娠中の女性に傷害を負わせ、また胎児にも異常を生じさせて重症仮死状態で早産となった女兒を36時間余り後

---

(4) 最近文献として、伊東研祐「胎児性傷害からの刑法的保護」同編著『はじめての刑法』1頁以下（成文堂・2004年）、辰井聡子「生命の保護」『法学教室』283号51頁以下、木村光江「胎児傷害」『現代刑事法』5巻7号74頁以下参照。

(5) 最決昭和63年2月29日刑集42巻2号314頁。本決定は、「現行刑法上、胎児は、墮胎の罪において独立の行為客体として特別に規定されている場合を除き、母体の一部を構成するものと取り扱われていると解されるから、業務上過失致死罪の成否を論ずるに当たっては、胎児に病変を発生させることは、人である母体の一部に対するものとして、人に病変を発生させることにはかならない。そして、胎児が出生し人となった後、右病変に起因して死亡するに至った場合は、結局、人に病変を発生させて人に死の結果をもたらしたことに帰するから、病変の発生時において客体が人であることを要するとの立場を採ると否とにかかわらず、同罪が成立するものと解するのが相当である。」として、業務上過失致死罪の成立を認めた。

に死亡させた事案で、「一部露出の段階を経て医学的には生産児の分娩と判定されても、胎児の際の過失により加害され、生活機能の重要な部分が損なわれ、自然の分娩期より著しく早く母体外に排出され……、生活能力もなく、自然の成り行きとして出産後短時間で死に至ることが予測され、実際どんな医療を施しても生活能力を具備できず医学的にも死の結果を生じた本件事案のような場合には、刑法上右分娩児は『人』となったとは言えず、胎児の延長線上にあり、胎児又は死産児に準じて評価するのが相当である」とし、業務上過失致死罪の成立を否定した。人の始期は刑法では胎児の身体の一部露出時とするのが一般で、将来成長の見込みのない、また仮死状態で呼吸作用を開始しなくとも「人」であると言われるが、それは一部露出の段階でも直接の加害行為が可能であり、「将来成長の見込みがなく、また単に仮死状態でも死と判定されない限り、これに対する加害行為は処罰に値するからである」としたうえで、胎児に過って傷害を与えたが、母体から一部露出した後には何らの加害行為が存在しない場合には、墮胎罪とくにその過失犯不処罰との対比から、業務上過失致死罪の責任を問うのは「その構成要件を不当に拡大解釈するもので、罪刑法定主義の見地からも許されない」と判示した。<sup>(6)</sup>

平成14年、岐阜地裁は、被告人が誤って中央線を越え妊娠35週の女性の運転する対向車と衝突し、女性に加療7日間の打撲傷を負わせるとともに、衝突の衝撃により胎児に低酸素性虚血性脳症等の傷害を負わせ、帝王切開手術による早産となった出生児の脳に重大な障害を生じさせ、将来にわたり残る重い障害を残した事案で、「加療7日間を要する右膝打撲等の傷害を負わせるとともに、同人の身体の一部である胎児に治療見込みのない低酸素性虚血性脳症等の傷害をそれぞれ負わせたものであ

---

(6) 秋田地判昭和54年3月29日刑月11巻3号264頁。評釈として、吉田敏雄「過失による胎児傷害と早産（死亡）との間の因果関係および過失致死罪の成否」法学セミナー313号122頁がある。

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

る」とし、母親および胎児それぞれに対する業務上過失致傷罪の成立を認め<sup>(7)</sup>た。

平成15年、鹿児島地裁は、居眠り運転していた被告人が対向車線に進出して妊娠7ヶ月の女性の運転する車と衝突し、当該女性に常位胎盤早期剥離等の傷害を負わせるとともに、これを原因として早産した出生児に対し脳室内出血等の傷害を負わせた事案において、「胎児に病変を発生させることは、人である母体の一部に対するものとして、人に病変を発生させることにほかならず、そして、胎児が出生して人となった後、右病変に起因して傷害が増悪した場合は、結局、人に病変を発生させて人に生涯を負わせたことに帰することとなる」とし、早産した出生児に脳室内出血があり、それを原因として水頭症を発症させた事実関係に照らせば、当該出生児を被害者とする業務上過失致傷罪が成立するとした。また、被害者女性が妊娠していた以上、本件事故により出生児に本件傷害を発生することは十分に予見可能であると述べた。<sup>(8)</sup>

これらの3件を含め5件の地裁裁判例において、事案としては典型的に異なるものも含まれているが、岐阜・鹿児島・静岡の各地裁判決が胎児の段階で傷害を受けその後出生した子供に対する業務上過失致死傷罪を認め、札幌地裁が胎児傷害につき母親に対する業務上過失致傷罪の量刑において加重事情としたかのごとく見られること、および業務上過失致死傷罪の成立を導くのに最高裁昭和63年決定の法理論を用いていることは注目される。最高裁昭和63年決定の法理論に対する再検討はもちろ

---

(7) 岐阜地判平成14年12月17日（公刊物未登載）。評釈として、小川新二「刑事判例研究〔365〕交通事故により、妊娠中の女性に負傷させ、同女の傷害は軽傷にとどまったが、胎児に治癒見込みのない重傷を負わせた事案について、胎児に対する傷害を含めて業務上過失傷害罪の成立を認めた事例」警察学論集56巻2号203頁以下がある。

(8) 鹿児島地判平成15年9月2日（公刊物未登載）。なお、LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベースにおいて、文献番号28095497にて本判決にアクセス可能である。

んとして、抽象的法命題が具体的争点事実から切り離されそれ独自の射程を持ちうるのか否か、あるいは、立件が見送られた事実につき量刑において事実上処罰するかの論理が許されるかなどさまざまな問題を含むところではあるが、より重要なことは母親以外の第三者による胎児の生命・身体の侵害に対する処罰の必要性の高まりがその判断の背景にあると推測されることである。これを地裁裁判例のように法解釈論で賄っていくというのは、諸外国の胎児傷害に関する法的扱いからすると、特異なものといわざるを得ない<sup>(9)</sup>。むしろ、胎児性水俣病事件以降長い年月を経過したにもかかわらず、「立法的対応の必要ないし好ましが繰り返し言及されたものの、現実的な要求のレベルのものではなく、いわば立ち消えになった、というのが事実<sup>(10)</sup>」であり、その間に胎児が攻撃の独立した対象として狙われるドメスティック・ヴァイオレンスや、母親の薬物やアルコールの過剰摂取による胎児への悪影響の防止など深刻な事象も起こっていることからすれば、「胎児性傷害の問題への理論的にも支持される対応を含め、『胎児』の生命・身体の保護のために現状を超えて刑事制裁を用いるべきか、どのように用いるべきか、ということ、既に行われた外国立法例やその背後の議論等をも参考にしつつ、一般的に検討すべき時期が来ている<sup>(12)</sup>」との指摘が的確に現在の法的課題を明らかにしている。本稿は、この課題の検討に向けた準備作業として、アメリカ合衆国における各州の胎児傷（殺）害事案への殺人罪（謀殺罪、故

(9) 諸外国に関する最近の文献として、イギリスにつき森本陽美「胎児傷害と謀殺罪」法学研究論集8号21頁以下、フランスにつき、末道康之「胎児に対する過失傷害と過失致死傷罪の成否：フランスの裁判例を巡って」清和法学研究7巻2号75頁以下、同「胎児性致死を否定したフランス破毀院判例について」南山法学26巻2号41頁以下参照。

(10) 伊東・前掲注(4)論文11頁。

(11) See e.g., Campbell, *Special Feature: Women as Perpetrators of Crime: the Construction of Pregnant Drug-using Women as Criminal Perpetrators*, 33 *FORDHAM URB. L. J.* 463 (2006).

(12) 伊東・前掲注(4)論文12頁。

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

殺罪、および自動車殺人罪等の違法な殺害に関する犯罪類型を含む<sup>(13)</sup>適用に関する裁判例及び立法の動向を紹介し検討するものである。

アメリカ合衆国においては、当初、イギリスのコモン・ローにおける「生誕（born alive）」ルールが採用され、胎児が暴行後生誕し子宮内で受けた傷害のために死亡した場合にのみ胎児の殺害につき行為者に責任が問われるにすぎなかったが、胎児が母体外で生存できる胎児期の成長段階に関する医学的知見の進展や胎児の生命保護への関心の高まりにより、現在30州がこのコモン・ロー上のルールから離れ、生まれていない被害者（unborn victim）を含む殺人罪法を制定するに至っている<sup>(14)</sup>。現在、生まれていない被害者を認める殺人罪法を制定する州は2つの範疇に分かれる。すなわち、①妊娠中のいかなる成長段階でも未出生児を被害者と認める殺人罪法をもつ州と<sup>(15)</sup>、②胎児期の成長段階の特定時期以降にの

---

(13) アメリカ合衆国の法状況については、伊東研祐「人の始期——独立生存可能性説の提唱」『現代社会と刑法各論第二版』13頁以下、特に23頁以下（成文堂・2002年）が要領よく纏められている。

(14) See Unborn Victims of Violence Act of 2004, Pub. L. No. 108-212, 118 Stat. 568 (2004) (providing for the protection of unborn children). See also e.g., Stenger, *Embryos, Fetuses, and Babies: Treated as Persons and Treated with Respect*, 2 J. HEALTH & BIOMED. L. 33 (2006).

(15) McQueeney, NOTE: *Recognizing Unborn Victims over Heightening Punishment for Crimes Against Pregnant Women*, 31 N. E. J. on CRIM. & CIV. CON. 461, 463-469 (2005).

(16) See e.g., Ariz. Rev. Stat. Ann. 13-1103 (A) (5), (B) provides:

“A. A person commits manslaughter by:

5. Knowingly or recklessly causing the death of an unborn child by any physical injury to the mother.

B. An offense under subsection A, paragraph 5 of this section applies to an unborn child in the womb at any stage of its development. A person shall not be prosecuted under subsection A, paragraph 5 of this section if any of the following applies:

1. The person was performing an abortion for which the consent of the pregnant woman, or a person authorized by law to act on the pregnant woman's

み未出生児を被害者と認める殺人罪法をもつ州とである。②の類型は、

---

behalf, has been obtained or for which the consent was implied or authorized by law.

2. The person was performing medical treatment on the pregnant woman or the pregnant woman's unborn child.

3. The person was the unborn child's mother." (2006).

Tex. Penal Code Ann. 1.07 (a) (26) provides that:

"1.07. Definitions

(a) In this code:

(26) "Individual" means a human being who is alive, including an unborn child at every stage of gestation from fertilization until birth."

"19.02. Murder

(b) A person commits an offense if he:

(1) intentionally or knowingly causes the death of an individual;

(2) intends to cause serious bodily injury and commits an act clearly dangerous to human life that causes the death of an individual;

or (3) commits or attempts to commit a felony, other than manslaughter, and in the course of and in furtherance of the commission or attempt, or in immediate flight from the commission or attempt, he commits or attempts to commit an act clearly dangerous to human life that causes the death of an individual."

"19.06. Applicability to Certain Conduct

This chapter does not apply to the death of an unborn child if the conduct charged is:

(1) conduct committed by the mother of the unborn child;

(2) a lawful medical procedure performed by a physician or other licensed health care provider with the requisite consent, if the death of the unborn child was the intended result of the procedure;

(3) a lawful medical procedure performed by a physician or other licensed health care provider with the requisite consent as part of an assisted reproduction as defined by Section 160.102, Family Code; or

(4) the dispensation of a drug in accordance with law or administration of a drug prescribed in accordance with law." (2006)

Utah Code Ann.76-5-201 provides that:

"76-5-201. Criminal homicide -- Elements -- Designations of offenses

(1) (a) A person commits criminal homicide if he intentionally, knowingly,



アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について (1)

胎動開始 (フロリダ・ネバダ・オクラホマ・ロードアイランド・ワシントン<sup>(17)</sup>の各州), 生育可能性 (インディアナ・テネシー・フロリダ・マサチューセッツ・サウスカロライナ・オクラホマ<sup>(18)</sup>の各州) あるいは妊娠週

---

recklessly, with criminal negligence, or acting with a mental state otherwise specified in the statute defining the offense, causes the death of another human being, including an unborn child at any stage of its development.

(b) There shall be no cause of action for criminal homicide for the death of an unborn child caused by an abortion.

(2) Criminal homicide is aggravated murder, murder, manslaughter, child abuse homicide, homicide by assault, negligent homicide, or automobile homicide.” (2006)

(17) See e.g., R. I. Gen. Laws 11-23-5 provides that:

“11-23-5. Willful killing of unborn quick child

(a) The willful killing of an unborn quick child by any injury to the mother of the child, which would be murder if it resulted in the death of the mother; the administration to any woman pregnant with a quick child of any medication, drug, or substance or the use of any instrument or device or other means, with intent to destroy the child, unless it is necessary to preserve the life of the mother; in the event of the death of the child; shall be deemed manslaughter.

(b) In any prosecution under this section, it shall not be necessary for the prosecution to prove that any necessity existed.

(c) For the purposes of this section, “quick child” means an unborn child whose heart is beating, who is experiencing electronically-measurable brain waves, who is discernibly moving, and who is so far developed and matured as to be capable of surviving the trauma of birth with the aid of usual medical care and facilities available in this state.” (2006)

(18) See e.g., Ind. Code 35-42-1-1 provides that:

“35-42-1-1 Murder.

A person who:

(1) knowingly or intentionally kills another human being;

(4) knowingly or intentionally kills a fetus that has attained viability (as defined in IC 16-18-2-365);

commits murder, a felony”

“16-18-2-365. Viability.

数 (アーカンサス・カリフォルニアの<sup>(19)</sup>2州) を基準とする。<sup>(20)</sup>その立法の

---

“Viability,” for purposes of IC 16-34, means the ability of a fetus to live outside the mother’s womb.” (2006)

Fla. Stat. Ann. 782.071 provides that:

“782.071. Vehicular homicide

“Vehicular homicide” is the killing of a human being, or the killing of a viable fetus by any injury to the mother, caused by the operation of a motor vehicle by another in a reckless manner likely to cause the death of, or great bodily harm to, another.

(2) For purposes of this section, a fetus is viable when it becomes capable of meaningful life outside the womb through standard medical measures.” (2006)

Tenn. Code Ann. 39-13-214 provides that:

“39-13-214. Viable fetus as victim.

(a) For purposes of this part (criminal homicide; 筆者注), “another” and “another person” include a viable fetus of a human being when any such term refers to the victim of any act made criminal by the provisions of this part.” (2006)

(19) See Ark. Code Ann. 5-1-102 (13) (B) (i) (b) provides that:

“5-1-102. Definitions

As used in the Arkansas Criminal Code:

(13) (A) “Person”, “actor”, “defendant”, “he”, “she”, “her”, or “him” includes:

(i) Any natural person; and

(ii) When appropriate, an “organization” as defined in 5-2-501.

(B) (i) (a) As used in 5-10-101 -- 5-10-105, “person” also includes an unborn child in utero at any stage of development.

(b) “Unborn child” means a living fetus of twelve (12) weeks or greater gestation.

(ii) This subdivision (13) (B) does not apply to:

(a) An act that causes the death of an unborn child in utero if the act was committed during a legal abortion to which the woman consented;

(b) An act that is committed pursuant to a usual and customary standard of medical practice during diagnostic testing or therapeutic treatment; or

(c) An act that is committed in the course of medical research, experimental medicine, or acts deemed necessary to save the life or preserve the

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について (1)

背景には、各州でのセンセーショナルな悲劇的事件の発生があるといつてよい。しかし、新たな制定法の解釈につきなお議論は残されており、各州において重要な意義のある最新判例が示される一方、未出生児に対する殺人罪適用を認める立法の動きをめぐり、女性の自己決定権（墮胎を決定する権利）との整合性をも含めて活発な議論がなされている州もある<sup>(21)</sup>。本稿では、各州の裁判例における法解釈論や立法をめぐる論争を

---

health of the mother.

(iii) Nothing in this subdivision (13)(B) shall be construed to allow the charging or conviction of a woman with any criminal offense in the death of her own unborn child in utero” (2006)

(20) 胎動は、コモン・ローから、胎児が初めて動いたときに生気を宿すとの考えに基づき、母親が胎児の動きを感じた時点で生育可能性がなくとも殺人罪法で保護される。通常妊娠16～18週に起こる。他方、生育可能性は、胎児の肺が呼吸可能なまでに成長していることで判断され、通常、妊娠28週頃に認められる。

(21) アメリカ合衆国では、Roe v. Wade 事件合衆国最高裁判決 (410 U. S. 113 (1973)) との整合性が常に問われる。本判決は、母親の生命維持を除いて妊娠のあらゆる段階での墮胎を禁止するテキサス州墮胎罪法を違憲としたさいに、およそ妊娠第Ⅰ期間では墮胎の決定やその実施は妊娠中の女性の主治医の医学的判断に委ねられなければならない、それ以降、州が母親の健康に合理的に関連する方法で墮胎手続を規制すること、胎児が生育可能となって以降は母親の生命・健康の維持のために「適切な医学的判断において必要である場合を除いて墮胎を規制または禁止することが許される」とした。各州裁判所は、この判決の解釈として、妊娠第Ⅱ期以降墮胎の規制が許されるとしても、その手段として殺人罪を用いることが不条理であること、州の利益がやむにやまれなくなるのが胎児の生育可能性が認められる時点であることを導いている (Wasserstorm, *Annotation, Homicide Based on Killing of Unborn Child*, 64 A. L. R. 5<sup>th</sup> 671, I 2a (1998))。胎児殺罪法があれば未出生児はその客体となりうるが、胎児殺罪法も、胎児を墮胎するという憲法上の権利を行使する女性、墮胎を行う医師や、墮胎が行われる病院等を処罰しようとするものではないことが必要である (see *Coe v. County of Cook*, 162 F 3d 491 (7<sup>th</sup> Cir. 1998))。また、フロリダ州裁判所は、1997年の *State v. Ashley* 事件判決において、10代後半の女性が胎児を傷つけるため妊娠第Ⅲ期に自らの腹部を銃撃し一命を取り留めたが、

見ていくことで、わが国が現在抱える課題の分析・検討の方向性を探ることとしたい。

## II 胎児殺害をめぐる裁判例の動向

### 1. 各州の主要裁判例の概要

#### (1) コモン・ロー上の原則

イギリスのコモン・ローは、殺人罪を「人間による他の人間の殺害 (the killing of one human being by another)」と定義し、胎児が人とは見なされていなかった<sup>(22)</sup>ので、母体内の子供の殺害には殺人罪が適用されなかった。殺人罪が適用されるには、その子供が生誕し母体とは独立に存在しなければならなかった<sup>(23)</sup>。例えば、Edward Coke 卿は、未出生児 (unborn child) の殺害は謀殺罪に当たらないが、その子供が生誕して死亡した場合には謀殺罪が適用される、というのは法においてそれが人と説明されるからであると述べた<sup>(24)</sup>。子供が生誕すれば、誕生前に受けた傷害によってその死が惹起されたとしても殺人罪が適用される<sup>(25)</sup>。傷害を加えた者に殺人罪を適用できるか否かにとって重要なのは、受傷時ではなく、死亡時に被害者が人であることである<sup>(26)</sup>。これがいわゆる「生誕ルー

---

子供が早産のため15日後に死亡した事案で、女性が行為時に妊娠第Ⅲ期であったことを重視せず、その代わりにコモン・ローに従い、経験知 (wisdom of experience) に基づく訴追の免除 (immunity) を認めている (701 So. 2d 338, 342 (Fla. 1997))。

(22) Leventhal, *Comment, The Crimes Against the Unborn Child Act: Recognizing Potential Human Life in Pennsylvania Criminal Law*, 103 DICK. L. REV. 173, 175 (1998). また、森本・前掲注(9)論文22-23頁参照。

(23) *Id.*

(24) Forsythe, *Homicide of the Unborn Child: The Born Alive Rule and Other Legal Anachronism*, 21 VAL. U. L. REV. 563, 583 (1987).

(25) Leventhal, *supra* note 17 at 175. See LAFAYE & SCOTT, CRIMINAL LAW 607-09 (2<sup>nd</sup> ed. 1986).

(26) See e.g., *State v. Cotton*, 197 ARIZ. 584, 5 P. 3d. 918 (Ct. App. Div. 1 2000), *Jones v. Commonwealth*, 830 S. W. 2d 877 (Ky. 1992), opinion

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について (1)

ル (“born alive” rule)<sup>(27)</sup>」である。

コモン・ローは、一般に妊娠第16週～第18週の間<sup>(28)</sup>に生じるとされる胎動 (quickening) 期を境に胎児の生命を区別した。この区別により、胎動期以降の未出生児の死の惹起が、殺人罪ではなく、軽罪 (“a great misprison”) とされ、他方、胎動期以前の流産の惹起が可罰的な犯罪ではないとされた。<sup>(29)</sup>

胎児殺害に対するコモン・ローは14世紀に確立された。<sup>(30)</sup> 生誕ルールの根拠の1つは、子供の死因の判断が困難であったことにある。<sup>(31)</sup> 子供が母体から離れその存在を維持できるかどうかは、子供の循環システムや呼吸システムの独立した機能によって証明されて初めて判断できると考えられた。<sup>(32)</sup> それゆえ、裁判所は、生誕してもその肺でいまだ呼吸しなかった子供が母親にその生命を依存しなければならず、この意味ではその状況は母体内の胎児のそれとまったく同じであると評した。<sup>(33)</sup>

(2) アメリカ合衆国における法展開<sup>(34)</sup>

アメリカ合衆国においても生誕ルールが採用された。<sup>(35)</sup> 例えば、1872年の Evans v. State 事件判決<sup>(36)</sup>において、ニューヨーク州最高裁は、「死は

---

amended, (Apr. 30, 1992).

(27) For a more detailed discussion of the “born alive” rule, see Forsythe, *supra* note 19 at 580-05.

(28) Forsythe, *supra* note 19 at 583.

(29) Abrams v. Foshee, 3 IOWA 274, 3 Clarke 274 (1856). これによると、コモン・ローでは墮胎が犯罪ではなかった。

(30) See Winfield, *The Unborn Child*, 8 CAMB. L. J. 76 (1944).

(31) State v. Winthrop, 43 IOWA 519, 519 (1876).

(32) *Id.*

(33) *Id.*

(34) 以下の州裁判例の選択及びその概要の紹介については、Wasserstorm, *supra* note 16 II・IIIを参照し、これに負うところが大きい。

(35) See Buelow III, *To Be and not to be: Inconsistencies in the Law Regarding the Legal Status of the Unborn Fetus*, 71 TEMP. L. REV. 963 (1998). See also Meadows v. State, 291 ARK. 105, 108, 722 S.W. 2d 584, 585 (1987).

生命の反対であり、生命の終結である。死は生命が存在しない場合には生じない。子供の死が生じうるには子供が生きていなければならない。故殺罪として制定法上処罰されるのは、胎児の破壊 (destruction) ではなく、生きている子供の死の惹起である<sup>(37)</sup>」と判示した。

多くの裁判所は、初期の理由づけの多くが医療技術の進展によって取り除かれていたにもかかわらず、このルールを放棄することを躊躇している。例えば、1947年の *People v. Chavez* 事件判決では、カリフォルニア州裁判所は胎児が完全に生まれるまで人間ではないと言うことが法的擬制であると認めた<sup>(38)</sup>。しかしながら、裁判所は「生誕ルールを放棄しないであろう。出産の過程で殺害された胎児が、自然の成り行きでは無事に出産したであろう場合に殺人罪法における人間と考えられるであろう<sup>(39)</sup>」としたにすぎなかった<sup>(40)</sup>。

1970年の *Keeler v. Superior Court* 事件判決では、カリフォルニア州最高裁は、未出生だが生育可能な胎児が「謀殺罪は予謀の殺意を伴う人間の違法な殺害である<sup>(42)</sup>」とする州法において人間であるか否かという争点につき、イギリスのコモン・ローに着目して、立法府が謀殺罪法において未出生の胎児を含める意図ではなかったと判断した<sup>(43)</sup>。州最高裁は、

---

(36) 49 N. Y. 86 (N. Y. 1872). ただし、本判決は、女性に薬物治療を施し流産を招いたとして、第2級故殺罪の意図を伴う暴行罪で訴追されたが、州最高裁は、その流産が被告人の行為によることが証明できていないこと、およびその女性が子供が生きていると感じていなかったから胎動期が始まっていたとの証明がないことも指摘し、その子供の死亡で訴追されえないと判断した。

(37) *Id.* at 90.

(38) 176 P. 2d 92 (Cal. Ct. App. 1947).

(39) *Id.* at 94.

(40) *Id.*

(41) 2 Cal. 3d 619, 87 Cal. Rptr. 481, 470 P. 2d 617 (1970).

(42) Penal Code section 187 provides: 'Murder is the unlawful killing of a human being, with malice aforethought.'

(43) 470 P. 2d at 622.

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

謀殺罪法を胎児の謀殺にまで拡張できない、拡張すれば新たなコモン・ロー上の犯罪を創造し、被告人のデュー・プロセスの権利を侵害するからであると理由づけた。<sup>(44)</sup>

1970年、State v. Dickinson 事件判決<sup>(45)</sup>において、オハイオ州最高裁は、生育可能な未出生胎児が、アルコールまたは薬物の影響下で車を運転し他人の死を惹起させることを重罪とする制定法<sup>(46)</sup>に含まれないとした。被告人は、飲酒運転のうへ、他車を追い越す際に、妊娠7ヶ月の女性を乗せた車と衝突した。被害者は胸と腹部に複数の傷害を受け大腿部を骨折し病院に搬送され、女兒を墮胎した。女兒の死因は事故の直接結果としての子宮打傷による胎盤出血のための低酸素症であった。州最高裁は、未出生胎児が生育可能であろうとなかろうと殺人罪の客体となりえないことがコモン・ロー上確立されているとし、「人」の文言がコモン・ローの意味において制定法で用いられており、本件でも被害者に含まれないとした。<sup>(47)</sup>さらに、制定法の文言があいまいであるとしても、あいまいな刑罰法規が被告人に有利に解釈されるべきであるとのルールにより同じ結論が導かれるであろうとした。<sup>(48)</sup>

1982年のState v. Amaro 事件判決<sup>(49)</sup>では、ロードアイランド州最高裁は、被告人の車が妊娠9ヶ月の女性の車と衝突し、その女性が搬送された病

---

(44) *Id.* at 624-26.

(45) 23 Ohio App. 2d 259, 52 Ohio Op. 2d 414, 263 N. E. 2d 253 (5<sup>th</sup> Dist. Stark County 1970), judgment aff'd, 28 Ohio St. 2d 65, 57 Ohio Op. 2d 255, 275 N. E. 2d 599 (1971).

(46) R.C. s 4511.181 which reads as follows: 'No person shall unlawfully and unintentionally cause the death of another while violating Section 4511.19 (Driving while under the influence of alcohol or drugs), 4511.20, 4511.201 or 4511.251 of the Revised Code. Any person violating this section is guilty of homicide by vehicle in the first degree.'

(47) 263 N. E. 2d at 255.

(48) *Id.*

(49) 448 A. 2d 1257 (R.I. 1982).

院で胎児を死産した事案において、州自動車殺人罪法が<sup>(50)</sup> 刑罰法規であり厳格に解釈されなければならないとし、労働者の補償法や胎児殺罪法では自動車殺人罪法とは異なり人として胎児に言及されていることを指摘<sup>(51)</sup> して、ロードアイランド州では、コモン・ローや制定法解釈のルールによって否定されている、刑罰法規において未出生児が人としての地位と保護を与えられることは立法府によってのみ可能であると判示した。<sup>(52)</sup>

1985年の State v. Soto 事件判決は、被告人が飲酒運転し妊娠8ヶ月超の女性の車に衝突し、数時間後に胎児が衝突による頭部傷害のため死亡した事案であった。ミネソタ州最高裁は、自動車殺人罪法が生育可能な胎児を「人間」に含まないとの解釈の根拠としてコモン・ロー上の「<sup>(54)</sup> 生誕」ルールを挙げ、また、民事不法死亡事件においてその破壊に対する損害の回復を生育可能な胎児の最近親者に認める判決が不法死亡に限定され、新たな刑法を形成することを裁判所に許すものではなく、それが<sup>(55)</sup> 立法府の職責であるとした。<sup>(56)</sup>

---

(50) G.L. 1956 (1969 Reenactment) § 31-27-1, entitled “Driving so as to endanger, resulting in death,” provides in pertinent part: “(a) When the death of any person ensues as a proximate result of an injury received by the operation of any vehicle in reckless disregard of the safety of others, the person so operating such vehicle shall be guilty of ‘driving so as to endanger, resulting in death.’”

(51) 448 A. 2d at 1259-60.

(52) *Id.* at 1260.

(53) 378 N. W. 2d 625 (Minn. 1985).

(54) Minn. Stat. § 609.21, subd. 1 (1984) provides in pertinent part: “A person is guilty of criminal vehicular homicide resulting in death and may be sentenced to imprisonment for not more than ten years or to payment of a fine of not more than \$20,000, or both, if the person causes the death of a human being not constituting murder or manslaughter as a result of operating a motor vehicle: (2) in a negligent manner while under the influence of: (i) alcohol; (ii) a controlled substance; or (iii) any combination of those elements”.

(55) 378 N. E. 2d at 628-29.

(56) *Id.* at 630.



アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

1984年の State v. McCall 事件判決<sup>(57)</sup>において、フロリダ州最高裁は、生育可能な未出生児を客体とする自動車殺人罪や酩酊運転故殺罪などの犯罪<sup>(58)</sup>が存在しないと<sup>(59)</sup>し、殺人罪法の「人間」が生誕した人を意味するとの伝統的な解釈を採用して、胎児が事故の結果死産し、母親と独立に生きたことも帝王切開手術後鼓動も呼吸もなかった以上、「人間」ではない<sup>(60)</sup>とした。

1987年の Meadows v. State 事件判決<sup>(61)</sup>では、酩酊し無謀な方法で運転した被告人が対向車と衝突して同乗者の胎児を死なせたところ、原審は、被告人を対向車の運転手および生育可能な未出生胎児に対する故殺罪<sup>(62)</sup>で有罪とした。アーカンサス州最高裁は、州故殺罪法が制定された当時のコモン・ローに着目し、1839年および1975年いずれにおいても未出生胎児が「人」や「人間」の定義に含まれず、それゆえ生育可能な未出生胎児の殺害が殺人罪とはならない<sup>(63)</sup>とし、新たなコモン・ロー上の犯罪を創造したくないとも述べた。<sup>(64)</sup>

1987年の Billingsley v. State 事件判決<sup>(65)</sup>において、ジョージア州最高裁<sup>(66)</sup>は、自動車殺人罪法における「人」の意味につき、法典を検討しても

---

(57) 458 So. 2d 875 (Fla. Dist. Ct. App. 2d Dist 1984).

(58) Section 782.071, Florida Statutes (1983) defines vehicular homicide as “the killing of a human being” by the reckless operation of a motor vehicle. Section 316.1931(2), Florida Statutes (1983) provides that any person who causes the death “of any human being” by the operation of a motor vehicle while intoxicated shall be guilty of manslaughter.

(59) 458 So. 2d at 877.

(60) *Id.*

(61) 291 Ark. 105, 722 S. W. 2d 584 (1987).

(62) Ark. Stat. Ann. § 41-1504 (1)(c) (Repl. 1977) provides that one commits manslaughter if he “recklessly causes the death of another person.” The word “person” is not defined.

(63) 722 S. W. 2d at 585.

(64) *Id.* at 586.

(65) 183 Ga. App. 850, 360 S. E. 2d 451 (1987).

「人」や「個人」の明確な定義が見つからず、<sup>(67)</sup>それゆえ、明確に未出生胎児が人ではないとするコモン・ローに従わなければならないとした。<sup>(68)</sup>

1988年の State v. Trudell 事件判決では、<sup>(69)</sup>被告人が喧嘩相手から逃げるために高速度で車を運転し、妊娠25週の女性を乗せた小型トラックの後部に衝突した。女性は病院に検査のために連れて行かれ、最初の検査では胎児の鼓動が確認されたものの、その後、胎児のすべての活動が停止した。衝突による女性の胃への異常な打撃が胎盤を裂き、胎児への血液が供給されなかったために、胎児は死亡した。州最高裁は生育可能な胎児が加重自動車殺人罪法における「人間」ではないとした。<sup>(70)</sup>そのさい、刑法が1969年に改正されるまで生育可能な胎児の殺害を殺人罪とする制定法によりコモン・ローを修正していたが、<sup>(71)</sup>改正後は胎児殺罪が含まれていなかったことを認め、<sup>(72)</sup>胎児の殺害に規定を設けるのは立法府の義務であり、立法府がこの問題を認識しているとの十分な証拠があると理由

---

(66) OCGA § 40-6-393, provides, in pertinent part, as follows: “(a) Any person who, without malice aforethought, causes the death of another person through the violation of Code Section 40-6-271, 40-6-390, 40-6-391, or subsection (a) of Code Section 40-6-395 commits the offense of homicide by vehicle in the first degree and, upon conviction thereof, shall be punished by imprisonment for not less than two years nor more than 15 years.”

(67) 360 S. E. 2d at 452.

(68) *Id.*

(69) 243 Kan. 29, 755 P. 2d 511 (1988).

(70) K.S.A. 1987 Supp. 21-3405a provides in pertinent part: “(1) Aggravated vehicular homicide is the unintentional killing of a human being, without malice, which is done while committing a violation of K.S.A. 8-1566, 8-1567 or 8-1568, and amendments thereto, or the ordinance of a city which prohibits any of the acts prohibited by those statutes.”

(71) The Kansas statute provided: “The wilful killing of any unborn quick child, by any injury to the mother of such child, which would be murder if it resulted in the death of such mother, shall be deemed manslaughter in the first degree.” Kan. Terr. Stat. 1855, ch. 48, § 9.

(72) 755 P. 2d at 513-14.

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について (1)

<sup>(73)</sup>  
づけた。

1983年, *People v. Guthrie* 事件判決で, ミシガン州最高裁は, 生きて  
いる人間の殺害のみがコモン・ロー上の犯罪であるとし,<sup>(75)</sup> 「生誕」ルー  
ルが医学の進展により古臭く時代遅れであるとしつつ, 立法がなされて  
いないのに刑法の原文に手を加えることはできないと述べた。州立法府  
が過失殺人罪法では胎児を含まなかったが,<sup>(76)</sup> 暴行罪や故殺墮胎罪法では  
胎児を含めている以上, 裁判所は, いかなる行為が犯罪であるかを定義  
する立法府の伝統的権限を侵害することなく, 未出生だが生育可能性の  
ある胎児を人に含めるとの解釈をなしえないと結論づけた。<sup>(80)</sup>

他の多くの裁判所も, 胎児が生誕していなかったとの事実認定に基づ  
き未出生児の殺害による殺人罪の適用を認めなかった。例えば, 1975年

---

(73) *Id.* at 516-17.

(74) 97 Mich. App. 226, 293 N. W. 2d 775 (1980), appeal denied, 417 Mich. 1006, 334 N. W. 2d 616 (1983).

(75) 293 N. W. 2d at 776-77.

(76) *Id.* at 780.

(77) M.C.L. s 750.324 reads: “Any person who, by the operation of any vehicle upon any highway or upon any other property, public or private, at an immoderate rate of speed or in a careless, reckless or negligent manner, but not willfully or wantonly, shall cause the death of another, shall be guilty of misdemeanor, punishable by imprisonment in the state prison not more than 2 years or by a fine of not more than \$2,000.00, or by both such fine and imprisonment.”

(78) M.C.L. s 750.322 reads “The willful killing of an unborn quick child by any injury to the mother of such child, which would be murder if it resulted in the death of such mother, shall be deemed manslaughter.”

(79) M.C.L. s 750.323 reads “Any person who shall administer to any woman pregnant with a quick child any medicine, drug or substance whatever, or shall use or employ any instrument or other means, with intent thereby to destroy such child, unless the same shall have been necessary to preserve the life of such mother, shall, in case the death of such child or of such mother be thereby produced, be guilty of manslaughter.”

(80) 293 N. W. 2d at 781.

の State v. Gyles 事件判決<sup>(81)</sup>では、被告人が妊娠 8 ヶ月の被害者を杖と手拳で殴打し、まもなく被害者が出血を起こし病院に運ばれ、殴打から 8 時間後に男児を死産した。ルイジアナ州裁判所は、州謀殺罪法<sup>(82)</sup>を分析したうえで、「人間」の殺害を禁止する謀殺罪というコモン・ロー上の犯罪が死亡時に生誕し母親とは独立した存在である人間の殺害のみを対象と<sup>(83)</sup>するとし、謀殺罪のコモン・ロー上の定義を明白に変更する制定法がなければ、母親への暴行により生誕していない胎児の死を惹起させた行為が謀殺罪で処罰されないとした<sup>(84)</sup>。

(3) 胎児が「人 (person)」あるいは「人間 (human being)」ではないとして州殺人罪の適用を否定する裁判例

1986年の State v. Anonymous (1986-1) 事件判決<sup>(85)</sup>では、コネチカット州最高裁は、州立法府が謀殺罪法における「人間」として生育可能な未出生児を含む意図ではなく、裁判所がこれと矛盾する解釈を行うとすれば、それが司法権を逸脱し、被告人のデュー・プロセス権を侵害するとした。州謀殺罪法はその客体に「人」の文言を用い、州殺人罪法が「人」

---

(81) 313 So. 2d 799 (La. 1975).

(82) La.R.S. 14:30.1 provides in pertinent part: "A. Second degree murder is the killing of a human being: (1) When the offender has a specific intent to kill or to inflict great bodily harm".

(83) 313 So. 2d at 800-01.

(84) *Id.* at 801.

(85) 40 Conn. Supp. 498, 516 A. 2d 156 (Super. Ct. 1986).

(86) General Statutes § 53a-54a (a) provides as follows: "A person is guilty of murder when, with intent to cause the death of another person, he causes the death of such person or of a third person or causes a suicide by force, duress or deception; except that in any prosecution under this subsection, it shall be an affirmative defense that the defendant committed the proscribed act or acts under the influence of extreme emotional disturbance for which there was a reasonable explanation or excuse, the reasonableness of which is to be determined from the viewpoint of a person in the defendant's situation under the circumstances as the defendant believed them to be, provided nothing

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

を「人間」と定義するが、<sup>(87)</sup>「人間」の定義規定は一般法典（General Statutes）には存在しない。裁判所は、制定法の解釈にあたり、<sup>(88)</sup>新刑法典が1971年に制定された当時、すでに1949年に制定された墮胎罪法があり、墮胎罪法には未出生児を扱う文言が盛り込まれていたが、新刑法典にはその文言が取り入れられず、墮胎罪法にのみ残されていることを指摘し、<sup>(89)</sup>州立法府がある制定法で未出生児に言及し他の制定法では言及していないという事実が、未出生児が謀殺罪法における「人」であると意図しなかつたことを強く示唆すると判断した。<sup>(90)</sup>

1992年の Vo v. Superior Court In and For County of Maricopa 事件判決<sup>(91)</sup>において、並走する車を銃撃し被害者とその胎児を殺害した被告人に対して、アリゾナ州上訴裁判所は、死産した生育可能な胎児が、「人」を定義していない不法死亡法では民事賠償を求めることを許された「人」<sup>(92)</sup>であるとしつつ、州立法府が、<sup>(93)</sup>故殺罪法が未出生児の死の惹起を含むことに照らし、謀殺罪法の「人」や「人間」の定義に胎児を含む意図のな

---

contained in this subsection shall constitute a defense to a prosecution for, or preclude a conviction of, manslaughter in the first degree or any other crime.”

(87) General Statutes § 53a-3 (1) provides as follows: “Except where different meanings are expressly specified, the following terms have the following meanings when used in this title: (1) “Person” means a human being, and, where appropriate, a public or private corporation, a limited liability company, an unincorporated association, a partnership, a government or a governmental instrumentality”.

(88) 516 A. 2d at 157.

(89) *Id.* at 158.

(90) *Id.*

(91) 172 Ariz. 195, 836 P. 2d 408 (Ct. App. Div. 1 1992), review denied, (Sept. 22, 1992).

(92) 836 P. 2d at 411.

(93) A.R.S. § 13-1103 (A) (5), amended by Laws 1983, Ch. 268, § 2 provides “A. A person commits manslaughter by: 5. Knowingly or recklessly causing the death of an unborn child by any physical injury to the mother.”

いことから、胎児の殺害が第1級謀殺罪に当たらないと判断した。<sup>(94)</sup><sup>(95)</sup>

1983年の *Hollis v. Commonwealth* 事件判決では、ケンタッキー州最高裁は、母親への暴行により妊娠28～30週の生育可能な胎児を殺害することが謀殺罪に当たらないと判示した。胎児が生誕し母親とは別に存在することとなって初めて殺人罪法で用いられる「人」の文言に該当するのであって、それまでは殺人罪の被害者たる地位を有するものではないとした。<sup>(97)</sup><sup>(98)</sup> さらに、合衆国最高裁の *Roe v. Wade* 事件判決は、妊娠を継続するか否かの女性の決定権が修正第14条のデュー・プロセス条項によって保護され、州は、胎児が生育可能となる妊娠第Ⅲ期に墮胎を違法とすることができる、やむにやまれぬ利益を有するものであるとして、*Roe* 事件判決が州に妊娠第Ⅱ期で墮胎を規制することを認めるとしても、その規制の手段として殺人罪法を用いることはばかげているとし、州殺人罪法が謀殺される前に生誕していなければ生育可能な胎児の謀殺がありえないとのコモン・ローの立場に従うものであると理由づけた。<sup>(99)</sup>

(4) 「生誕ルール」に基づき州殺人罪を適用する裁判例

多くの裁判所は、「生誕ルール」に従って、未出生児が傷害を受け生誕した後死亡した場合には殺人罪を認める。子供が生誕しなければ殺人罪で処罰されないとのコモン・ロー原則に従う州では、その子供が生誕したことが合理的な疑いを超えて証明されなければならない。子供が生

---

(94) The first degree murder prohibition at issue in this case provides: A person commits first degree murder if: 1. Knowing that his conduct will cause death, such person causes the death of another with premeditation……. A.R.S. § 13-1105 (A) (1)

(95) 836 P. 2d at 419.

(96) 652 S. W. 2d 61 (Ky. 1983).

(97) KRS 507.020 provides in pertinent part: “(1) A person is guilty of murder when: (a) With intent to cause the death of another person, he causes the death of such person or of a third person”.

(98) 652 S. W. 2d at 62.

(99) *Id.* at 62-65.

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

まれたことが証明されても、生誕した子供と、出産プロセス前かプロセス中に死亡した子供とを区別することが困難である。生誕したと判断するには、子供が完全に母親から露出されること、循環機能あるいは呼吸機能など独立した生命力の兆候を示していること、および、母親とは別個独立の存在であることが必要とされている。<sup>(100)</sup>

2000年の State v. Cotton 事件判決では、被告人は妊娠8ヶ月の女友達の後頭部を誤って銃撃した。女友達はまもなく死亡し、子供も生誕したが翌日死亡した。アリゾナ州最高裁は、その子供が州殺人罪法<sup>(102)</sup>における「人」であり、州殺人罪法が子供の死が誕生前に被った傷害の結果であるとしても生誕した子供の殺害に適用され、したがって、被告人はその子供に対する殺人罪で訴追されうるとした。<sup>(103)</sup>

1990年の People v. Hall 事件判決は、被告人が撃った2発の銃弾が外れて妊娠28～32週の通行人の腕と腹部に命中し胎盤を傷つけたために、胎児に酸素欠乏が生じ、緊急帝王切開手術により子供が生まれたが、36時間後に早産と酸素欠乏に起因する一連の病弊で死亡した事案であった。ニューヨーク州最高裁は、州殺人罪法<sup>(105)</sup>に生誕ルールが組み込まれているとし、子供が危険な状態であっても生誕し、呼吸し循環システムを生じ

---

(100) LAFAYE & SCOTT, *supra* note 20 at 607-09.

(101) 5 P. 3d 918 (Ariz. Ct. App. Div. 1 2000).

(102) A.R.S. § 13-1104 (A) (3) (Supp. 1999-2000) provides in relevant part that a person commits murder if “without premeditation …[and] [u]nder circumstances manifesting extreme indifference to human life, such person recklessly engages in conduct which creates a grave risk of death and thereby causes the death of another person.”

(103) 5 P. 3d at 925.

(104) 158 A. D. 2d 69, 557 N. Y. S. 2d 879 (1st Dep’t 1990), on reconsideration, appeal denied, 76 N. Y. 2d 1021, 565 N. Y. S. 2d 771, 566 N. E. 2d 1176 (1990).

(105) Section 125.05 (1) of the Penal Law (134 Misc. 2d 515, 511 N. Y. S. 2d 532) I provides: “‘Person,’ when referring to the victim of a homicide, means a human being who has been born and is alive.”

させ手足を動かしたと判断して、<sup>(106)</sup>一時的にできえ生存するのに現代医療技術の助けを必要とする人が真に生きているものではないとの主張にかかわらず、その子供が殺人罪法における人に当たり、被告人がその殺害で有罪とされる<sup>(107)</sup>とした。

1982年、Ranger v. State 事件判決<sup>(108)</sup>において、ジョージア州最高裁は、被告人が母親の頭部を銃撃し、母親が深昏睡に陥ったため帝王切開で子供を取り出したところ、生誕し自発呼吸があり手足の動きもあったが、早産に至らしめた銃撃による呼吸不全のため12時間後に死亡した事案<sup>(109)</sup>で、州がその子供が生誕したこと、子供が母親とは別個の存在であったこと、そして子供が被告人によって殺害されたことを証明しなければなら<sup>(110)</sup>ないとした。

1992年の Jones v. Commonwealth 事件判決<sup>(111)</sup>では、アルコールの影響下で運転していた被告人が妊娠32週の女性の車と衝突し、5時間後に帝王切開手術で子供が生まれたが、その14時間後に衝突で受けた傷害で死亡した。州裁判所は、受傷時ではなく死亡時に被害者が「人」であったことが、被告人が自動車の運転中に他人の死を気まままに (wantonly) 惹起させた第2級故殺罪<sup>(112)</sup>で有罪とされうるか否かを判断するうえで決定的である<sup>(113)</sup>とした。

---

(106) 557 N. Y. S. at 881-82.

(107) *Id.* at 882-83.

(108) 249 Ga. 315, 290 S. E. 2d 63 (1982).

(109) Code Ann. § 26-1101 (b) provides that “A person also commits the crime of murder when in the commission of a felony he causes the death of another human being, irrespective of malice.”

(110) 290 S. E. 2d at 66.

(111) 830 S. W. 2d 877 (Ky. 1992), opinion amended, (Apr. 30, 1992).

(112) KRS 507.040 provides: “(1) A person is guilty of manslaughter in the second degree when he wantonly causes the death of another person, including, but not limited to, situations where the death results from the person’s: (a) Operation of a motor vehicle”.



アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（１）

1997年の *Cuellar v. State* 事件判決は、被告人が酩酊<sup>(114)</sup>して車を運転して妊娠 7 ヶ月超の女性の車と衝突し、緊急帝王切開手術により女児が生まれた<sup>(115)</sup>が、脳内出血により43時間後に死亡した事案である。被告人は酩酊故殺罪（intoxication manslaughter）で訴追され有罪とされた。本罪は、公共の場で車を運転する者が酩酊し、その酩酊によって他人の死を惹起することを成立要件とするが、テキサス州裁判所は、胎児が衝突による脳への傷害で死亡したことから、胎児が被告人の酩酊によって死亡したとしたうえで、胎児が生まれ短時間生きていたことで、「生まれてきている」との制定法の定義に照らし、その胎児が「個人」であったと判断した<sup>(116)</sup>。また、州民法が母体内で何らかの傷害を受けその後<sup>(117)</sup>に生誕した子供がその傷害につき損害賠償を求める権利を認めたことも指摘した<sup>(117)</sup>。

1982年の *People v. Bolar* 事件判決では、早朝ドライブをしていた妊娠 8 ヶ月の女性の車に、一旦停止を無視した被告人の車が50キロオーバーの速度で衝突した。被害者が腹部の痛みのため病院に搬送されたところ、胎児の脈拍が急速に落ちていったので、緊急帝王切開手術で子供を取り出した<sup>(118)</sup>が、ぐったりとし動かず自発呼吸もしていなかった。救命処置がなされたが、数分後に死亡した。イリノイ州最高裁は、出産時にわ

---

(113) 830 S. W. 2d at 879.

(114) 957 S. W. 2d 134 (Tex. App. Corpus Christi 1997), petition for discretionary review refused, (Apr. 15, 1998).

(115) The intoxication manslaughter statute provides: A person commits an offense if the person: (1) operates a motor vehicle in a public place, an aircraft, or a watercraft; and (2) is intoxicated and by reason of that intoxication causes the death of another by accident or mistake. Tex. Penal Code Ann. § 49.08 (Vernon 1994). “Another” is defined in the Penal Code to mean a “person,” a “person” is defined to include an “individual,” and an “individual” is defined as “a human being who has been born and is alive.” Tex. Penal Code Ann. § 1.07 (5), (38), (27) (Vernon 1994).

(116) 957 S. W. 2d at 139.

(117) *Id.* at 139–140.

(118) 109 Ill. App. 3d 384, 64 Ill. Dec. 919, 440 N. E. 2d 639 (2d Dist. 1982).

ずかな鼓動が見られ数分のうちに死亡した新生児が州殺人罪法 (Involuntary Manslaughter and Reckless Homicide Statute)<sup>(119)</sup> の諸規定における個人であったと考えられるか否かを問題とし、短時間でも独立の存在であったことが個人という制定法上の基準を満足するのに必要な生誕を証明するのに十分であると判示した。<sup>(120)</sup>

他方、1989年の State v. Green 事件判決では、被告人により銃撃された妊娠34～35週の母親に対する救命処置が効を奏さず、帝王切開手術が施された。男児が取り出されたが、出生時に生命兆候は見られず、救命処置により10分後にかすかに鼓動が聞かれたが、まもなく消えた。医師は、鼓動が見つかった時点で短時間生きていたとしても、他の生命兆候が認められなかったので、死産とした。検死結果によると、胎児は生育可能で何らの疾病にもかかっておらず、母親の死亡による酸素欠乏で死亡した。カンザス州最高裁は、かすかな鼓動が聞かれたとの証拠があるにもかかわらず、子供が死産で、胎児を法の保護を受ける人間とするために「生誕」<sup>(122)</sup> を求める謀殺罪法のもとで殺害されうる人間ではないと判

---

(119) The Illinois Involuntary Manslaughter and Reckless Homicide Statute (Ill. Rev. Stat. 1979, ch. 38, par. 9-3) provides in relevant parts: “(a) A person who unintentionally kills an individual without lawful justification commits involuntary manslaughter if his acts whether lawful or unlawful which cause the death are such as are likely to cause death or great bodily harm to some individual, and he performs them recklessly, except in cases in which the cause of the death consists of the driving of a motor vehicle, in which case the person commits reckless homicide.”

(120) 440 N. E. 2d at 645.

(121) 245 Kan. 398, 781 P. 2d 678 (1989), habeas corpus dismissed, 798 F. Supp. 649 (D. Kan. 1992), aff’d, 13 F. 3d 405 (10<sup>th</sup> Cir. 1993), cert. denied, 511 U. S. 1090 (1994).

(122) K.S.A. 65-2401 (2) defines “live birth”: “‘Live birth’ means the complete expulsion or extraction from its mother of a product of human conception, irrespective of the duration of pregnancy, which, after such expulsion or extraction, breathes or shows any other evidence of life such as beating of the heart,

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（１）

<sup>(123)</sup>断した。また、胎児殺が州立法府によって犯罪とされていないことも指摘した。<sup>(124)</sup>

1980年の *People v. Greer* 事件判決において、イリノイ州最高裁は、<sup>(125)</sup>州殺人罪法を分析する際にその指針としてコモン・ローに目を向け、コモン・ローでは子供が生誕し以前に受けた傷害の結果として死亡したの<sup>(126)</sup>でなければ胎児殺害が謀殺罪とはならないこと、また、墮胎法が墮胎して<sup>(127)</sup>生きている胎児の殺害を除いていかなる殺害行為も謀殺罪としないことを<sup>(128)</sup>指摘し、したがって、胎児の生命を奪うことが、胎児が生誕し受傷の結果として死亡した場合でなければ現行法では謀殺罪とはならないと<sup>(129)</sup>判示した。

(5) 胎児が生育可能であったとして州殺人罪法を適用する裁判例

胎児の生育可能性を問わず、妊娠 7～8 週の胎芽の段階を超えた胎児<sup>(130)</sup>であればよいとするものもあるが、生育可能性に言及する裁判例は多く見られる。胎児の生育可能性を要件とする場合には、その判断は個々の<sup>(131)</sup>事実状況に基づく事実問題とされる。その基準は、母体外で通常生存で

---

pulsation of the umbilical cord, or definite movement of voluntary muscles, whether or not the umbilical cord has been cut or the placenta is attached.”

<sup>(123)</sup> 781 P. 2d at 683.

<sup>(124)</sup> 781 P. 2d at 683.

<sup>(125)</sup> 79 Ill. 2d 103, 37 Ill. Dec. 313, 402 N. E. 2d 203 (1980).

<sup>(126)</sup> Section 9-1 (a) of the Criminal Code of 1961 (Ill. Rev. Stat. 1977, ch. 38, par. 9-1(a)) provides that “(a) person who kills an individual without lawful justification commits murder…”

<sup>(127)</sup> 402 N. E. 2d at 207.

<sup>(128)</sup> *Id.* at 209.

<sup>(129)</sup> *Id.*

<sup>(130)</sup> See e.g., *People v. Taylor*, 32 Cal. 4th 863, 11 Cal. Rptr. 3d 510, 86 P. 3d 881 (2004).

<sup>(131)</sup> See e.g., *People v. Apodaca*, 76 Cal. App. 3d 479, 142 Cal. Rptr. 830 (5th Dist. 1978) (abrogated on other grounds by, *People v. Davis*, 7 Cal. 4th 797, 30 Cal. Rptr. 2d 50, 872 P. 2d 591 (1994)).

きるほどの器官の形態と発達に至っていること、人為的なサポートの有無を問わず、母体外での生存維持の合理的可能性があること、あるいは、人為的なサポートなしに母親と別個に生きられることなどに分かれている。

1994年の Hughes v. State 事件判決では、<sup>(132)</sup> 酪酐運転した被告人の車が妊娠9ヶ月の被害者の車と衝突し、その結果被害者が緊急帝王切開手術を受け出産したが、子供の唯一の生命兆候はきわめてゆっくりとした鼓動があっただけで、蘇生術も効を奏さなかった。オクラホマ州最高裁は、子供が、鼓動があっても脳死状態であったので生誕していなかったとしたうえで、生誕ルールを放棄し、<sup>(133)</sup> 子供が生誕してもしなくても、未出生の胎児が受傷時に生育可能であれば州殺人罪法<sup>(134)</sup>における人間であると判断した。<sup>(137)</sup> 生誕ルールの放棄は医学や科学における知見と技術の進歩によるとし、医学および科学上の証拠が、被害者の体内の子供が衝突時に生きており生育可能であったこと、衝突によって生じた胎盤剥離の結果として死亡したことを証明するとした。<sup>(138)</sup> 州最高裁はさらに、生まれる前でも後でも生育可能な胎児の死を惹起させた出生前の傷害の加害が殺人罪にあたり、その当罰性も認められるから、州刑法がその保護を生育可能な胎児にまで拡張するとした。<sup>(139)</sup> しかし、この判断は将来に適用されるの

---

(132) See e.g., *People v. Davis*, 7 Cal. 4th 797, 30 Cal. Rptr. 2d 50, 872 P. 2d 591 (1994).

(133) See e.g., *Commonwealth v. Crawford*, 430 Mass. 683, 722 N. E. 2d 960 (2000).

(134) See e.g., *State v. Horne*, 282 S. C. 444, 319 S. E. 2d 703 (1984).

(135) 868 P. 2d 730 (Okla. Crim. App. 1994).

(136) 21 O. S. 1981, § 691 reads “Homicide is the killing of one human being by another.” 21 O. S. 1981, § 711 (1) provides in pertinent part: “Homicide is manslaughter in the first degree in the following cases: 1. When perpetrated without a design to effect death by a person while engaged in the commission of a misdemeanor”.

(137) 868 P. 2d at 731.

(138) *Id.* at 732.

(139) *Id.* at 733.

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

みで、被告人の故殺罪による訴追を棄却した。<sup>(140)</sup>

1984年の State v. Horne 事件判決では、被告人は妊娠9ヶ月の妻をナイフで襲い、首、腕や腹部を傷つけた。被害者は病院に急送され、胎児がなお生きてしていると判断し、その救命のため帝王切開手術を施したが、母体から取り出したときには女兒は死亡していた。下級審は殺意のある暴行殴打罪と、未出生だが生育可能な女兒に対する故意故殺罪（voluntary manslaughter）で有罪とした。サウス・カロライナ州最高裁は、未出生児が州謀殺罪法<sup>(141)</sup>における「人」であるか否かを問題とした。州最高裁は、まず不法死亡訴訟が生育可能な未出生胎児に認められると判断し、生育可能な胎児が民事責任を課すという目的で「人」であると解釈しつつ、刑法の脈絡では同じく分類しないことが甚だしく一貫性に欠けることを認めた。<sup>(143)</sup> 当該胎児が生育可能であったことを州が合理的疑いを超えて証明できる場合には、殺人罪の訴訟も認められうると結論し、絶えず変化する社会全体により資するために州コモン・ローを進展させる権利と義務があると述べた。<sup>(144)</sup> 検死結果によると、女兒は母親の失血による窒息のため母体内で死亡していたが、女兒は正常な発達を遂げており、母親とは独立別個の存在となりえたことも明らかであった。しかし、この判断が遡及的に適用されないから有罪判決は破棄された。<sup>(145)</sup>

1984年の Commonwealth v. Cass 事件判決において、被告人は妊娠8ヶ月の女性歩行者に車を衝突させ、マサチューセッツ州自動車殺人罪法<sup>(146)</sup>

---

(140) *Id.* at 735-36.

(141) 282 S. C. 444, 319 S. E. 2d 703 (1984).

(142) South Carolina Code Ann., Section 16-3-10 (1976) provides in pertinent part: "Murder" is the killing of any person with malice aforethought, either express or implied."

(143) 319 S. E. 2d at 704.

(144) *Id.*

(145) *Id.*

(146) 392 Mass. 799, 467 N. E. 2d 1324 (1984).

(homicide-by-motor-vehicle statute)<sup>(147)</sup> で訴追された。胎児は母体内で死亡していたが、帝王切開手術により取り出された。検死結果によれば、胎児は事故時に生育可能であったし、事故の衝撃で受けた傷害の結果死亡した。州最高裁は、生育可能な胎児が「人」の文言に該当するか否かを問題とした。「人」という文言は、通常の使用に従い、日常的な意味を付与することで、「人間」という文言と同義であるとし、人間の親の子孫は、まず母体内にありその後通常は母体外にある人間以外のものであるとは合理的に考えられず、それゆえ人であるとした<sup>(148)</sup>。州最高裁は、立法意図に照らし、生育可能な胎児が州自動車殺人罪法の趣旨に照らし「人」であり、出生の前後を問わず、生育可能な胎児の死を惹起する出生前の加害行為が殺人罪であると判断した。なお、コモン・ローの立場を拒否するさいに、因果関係の証明の困難さは刑事責任を否定する正当な理由ではないと述べた。

(6) 胎児が「人」あるいは「人間」であるとして州殺人罪法を適用する裁判例

1992年の State v. Knapp 事件判決は、<sup>(149)</sup> 酩酊した被告人の運転する車が

---

(147) G.L. c. 90, § 24G provides in pertinent part:” (b) Whoever, upon any way or in any place to which the public has a right of access or upon any way or in any place to which members of the public have access as invitees or licensees, operates a motor vehicle with a percentage, by weight, of alcohol in their blood of eight one-hundredths or greater, or while under the influence of intoxicating liquor, or of marihuana, narcotic drugs, depressants or stimulant substances, all as defined in section one of chapter ninety-four C, or the vapors of glue, or whoever operates a motor vehicle recklessly or negligently so that the lives or safety of the public might be endangered and by any such operation causes the death of another person, shall be guilty of homicide by a motor vehicle and shall be punished by imprisonment in a jail or house of correction for not less than thirty days nor more than two and one-half years, or by a fine of not less than three hundred nor more than three thousand dollars, or both.”

(148) 467 N. E. 2d at 1325.

(149) 843 S. W. 2d 345 (Mo. 1992).

アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

道路の中央線を越えて、妊娠6ヶ月の女性の車と衝突し、生育可能な胎児が事故による頭部への外傷で脳内出血を起こし死亡した事案である。

ミズーリ州裁判所は、「人」が未出生児を含むと定義する1986年未出生児法が<sup>(150)</sup>非故意故殺罪（*involuntary manslaughter*）に適用されるとした。<sup>(151)</sup>

---

(150) Section 1.205. RSMo 1986 provides:

“1. The general assembly of this state finds that:

- (1) The life of each human being begins at conception;
- (2) Unborn children have protectable interests in life, health, and well-being;
- (3) The natural parents of unborn children have protectable interests in the life, health, and well-being of their unborn child.

2. Effective January 1, 1988, the laws of this state shall be interpreted and construed to acknowledge on behalf of the unborn child at every stage of development, all the rights, privileges, and immunities available to other persons, citizens, and residents of this state, subject only to the Constitution of the United States, and decisional interpretations thereof by the United States Supreme Court and specific provisions to the contrary in the statutes and constitution of this state.

3. As used in this section, the term “unborn children” or “unborn child” shall include all unborn child or children or the offspring of human beings from the moment of conception until birth at every stage of biological development.

4. Nothing in this section shall be interpreted as creating a cause of action against a woman for indirectly harming her unborn child by failing to properly care for herself or by failing to follow any particular program of prenatal care.”

(151) Section 565.024, RSMo 1986 provides:

“1. A person commits the crime of involuntary manslaughter in the first degree if he or she:

- (1) Recklessly causes the death of another person; or
- (2) While in an intoxicated condition operates a motor vehicle in this state and, when so operating, acts with criminal negligence to cause the death of any person; or
- (3) While in an intoxicated condition operates a motor vehicle in this state, and, when so operating, acts with criminal negligence to:

- (a) Cause the death of any person not a passenger in the vehicle operated by the defendant, including the death of an individual that results from the defendant’s vehicle leaving a highway, as defined by section 301.010, RSMo, or the

そのさい、生命が妊娠に始まり、未出生児が「人」であると述べる制定法は、その定義規定の明文が本州の法律に適用されるとする場合、故殺罪に適用されても漠然性のゆえに違憲無効とはいえず、この制定法が非故意故殺罪と同時に制定され、未出生児の死の惹起が禁止されていることの十分な告知を与えると判示した。<sup>(152)</sup>

<sup>(153)</sup>  
1997年の State v. Holcomb 事件判決において、<sup>(154)</sup>陪審は、妊娠中の女友達に暴行を加え死に至らしめた被告人を第1級謀殺罪で有罪とした。ミズーリ州謀殺罪法によれば、「事前にこれを考慮したうえで事情を知りながら他人の死を惹起させた者は第1級謀殺罪である」とする。<sup>(155)</sup>州最高裁は、未出生児が謀殺罪における「人」であるか否かを検討し、第1級謀殺罪法の趣旨に照らし「人」に当たると判断した。ミズーリ州立法府は1986年に未出生児法を制定した。裁判所は、州立法府が未出生児法と一般謀殺罪法とを同じ会期中に立法したことから、未出生児が合衆国憲法の許す限りで一般謀殺罪法に適用されるとし、州立法府が未出生児を人であると判断したとしたうえで、<sup>(156)</sup>暴行等を加えることで女性の意思に反して強制的に胎児を墮胎させる夫や男友達が州法において未出生児の謀殺罪で訴追されると結論づけた。その際、被告人の行為が墮胎行為と<sup>(157)</sup>

highway's right-of-way; or

(b) Cause the death of two or more persons; or

(c) Cause the death of any person while he or she has a blood alcohol content of at least eighteen-hundredths of one percent by weight of alcohol in such person's blood”.

(152) 843 S. W. 2d at 347.

(153) *Id.* at 349.

(154) 956 S. W. 2d 286, 64 A. L. R. 5th 901 (Mo. Ct. App. W. D. 1997), reh'g and/or transfer denied, (51077) (Oct. 28, 1997) and denied, (Dec. 23, 1997).

(155) Section 565.020.1 states, “A person commits the crime of murder in the first degree if he knowingly causes the death of another person after deliberation upon the matter.”

(156) 956 S. W. 2d at 291.

(157) *Id.* at 291-92.



アメリカ合衆国における胎児殺害と殺人罪の射程について（1）

同じであるとの主張に対して、その行為が墮胎の実行と通常考えられるような行為ではなく、被害者がその行為に同意していなかったとしてこれを認めなかった。<sup>(158)</sup>

以上、2000年までの、胎児殺害にかかわる各州の主要な裁判例につき、その概要を紹介した。次節において、これらの裁判例における、州殺人罪の解釈につき、コモン・ローとの関係、「生誕ルール」の理論的分析、州立法府の立法意図の把握、謀殺罪、故殺罪や自動車殺人罪など殺人罪の諸類型あるいは墮胎罪（とりわけて *Roe v. Wade* 事件合衆国最高裁判決）との調整（整合性）などのにつき、エポック・メイキングな裁判例を詳細に検討することで、これまでの法理論動向を分析することとする。

---

(158) *Id.* at 292.